

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 3年 3月 15日
発信課	文化振興課
担当者	中井
連絡先	電話 25-7558
	FAX 25-8210
	E-mail <a href="mailto:bunkashinko@city.asahikawa.hokkaido.jp">bunkashinko@city.asahikawa.hokkaido.jp</a>

分類	募集
日程	4月1日～4月7日
発表項目 (行事名)	市民ギャラリーの利用者募集について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等 を記入すること。)	<p>旭川市民ギャラリーの令和4年度上期の利用者を募集しますので、周知について御協力下さいますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市民ギャラリー募集対象期間 令和4年3月29日(火)から令和4年9月26日(月)まで ※火曜日から翌週月曜日までの1週間単位で募集します。</li> <li>利用時間 午前10時から午後5時まで</li> <li>利用できない日 令和4年6月6日(月)から6月20日(月)まで(市共催事業予定のため)</li> <li>利用内容 ・旭川市内外で活動する文化団体や市民活動団体、学校及び個人の方が入場無料で作品展示等を行う場合に利用できます。(絵画、彫刻、書道、陶芸、写真、手芸など) ・展示発表・鑑賞以外の目的(講演会・コンサート等)での利用はできません。また、営利行為に繋がる販売を目的とした作品展示はできません。</li> <li>貸出料 入場料無料の展示 1,900円/日 入場料1,000円未満の展示 3,900円/日 入場料1,000円以上の展示 7,800円/日</li> <li>一斉受付期間 令和3年4月1日(木)から7日(水)まで。 (郵送の場合は7日の消印有効)</li> <li>申込み方法 旭川市民ギャラリーや文化振興課に備え付けの「市民ギャラリー利用希望書(一斉受付用)」に必要事項を記入し、受付期間内に郵送、FAX又は持参により旭川市民ギャラリーへ提出。</li> <li>利用者の決定 利用希望日が重なった場合は、抽選で利用者を決定。</li> </ol>
添付資料	有 「旭川市民ギャラリー利用者募集のご案内」 ※有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	お問合せにつきましては文化振興課(担当:中井)まで御連絡ください。 【文化振興課 TEL25-7558】
備考	

# 旭川市民ギャラリー利用者募集のご案内

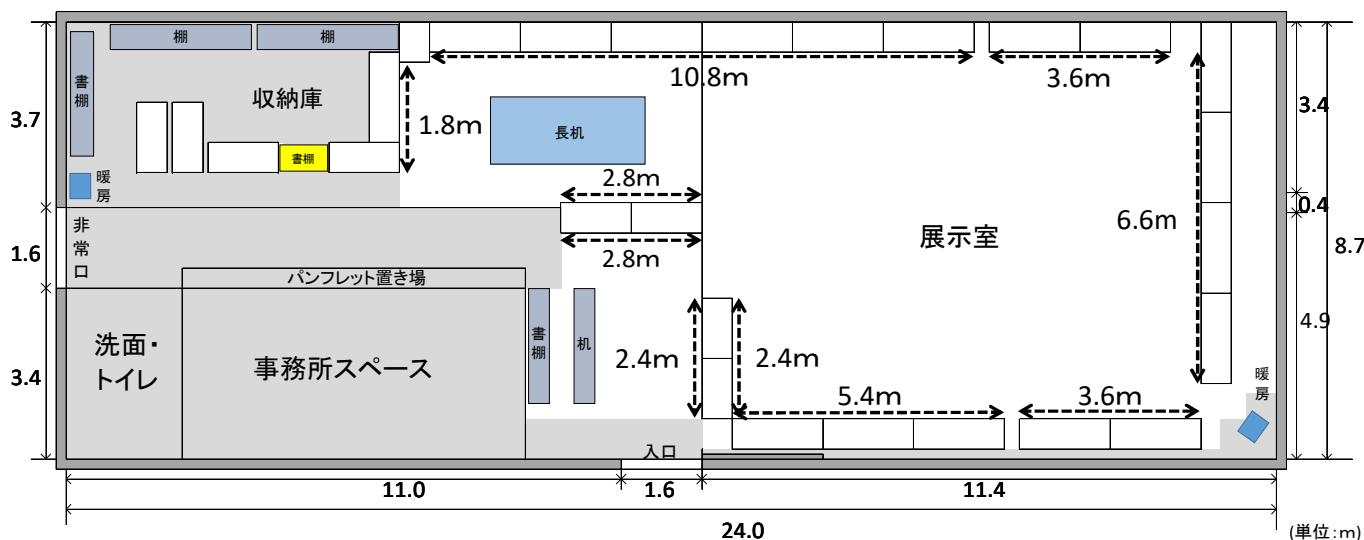
## (令和4年度上期の利用について)

旭川市民ギャラリーは、文化団体や市民活動団体、学生や市民の方々の様々な作品展示に、気軽に御利用いただける施設です。令和4年度上期の利用者を募集しますので、ぜひ御活用ください。

### ◆旭川市民ギャラリーの概要

場 所：旭川市宮下通11丁目 上川倉庫蔵囲夢内

- 展示室は、面積約100㎡、壁面有効長約43m、天井高約3.8mです。壁面はレンガ造ですが、内側に展示用パネル（ピクチャーレール付き、高さ約3m（一部2.1m））を設置しており、天井には移動可能なスポットライト（高さ約3.5m）が取り付けられています。また、展示用の備品等も用意しています。詳細はお問い合わせください。



※パネルを移動して、展示室のレイアウトを変更できます。

### ◆市民ギャラリーの一般利用期間など

利用対象期間：令和4年3月29日(火)から9月26日(月)まで

ただし、令和4年6月6日(月)から6月20日(月)の期間は旭川市の共催事業を実施する予定であるため対象外です。

また、施設管理上必要な場合や、旭川市又は旭川市教育委員会が利用する場合は、利用できない場合があります。

利用単位：原則として、火曜日から翌週月曜日までの1週間単位で最大2週間まで御利用いただけます。

利用時間：午前10時から午後5時まで（搬入・搬出の時間を含みます）

## ◆利用内容

- 利用の内容：・旭川市内外で活動する文化団体や市民活動団体、学校及び個人の方が作品展示等を行う場合に利用できます。（絵画、彫刻、書道、陶芸、写真、生け花、手芸など）
- ・展示発表・鑑賞以外の目的（講演会・コンサート等での利用はできません。また、営利行為に繋がる販売を目的とした作品展示はできません。

利用制限：次の場合は、ギャラリーの利用をお断りもしくは利用承認を取消すことがあります。

- \*公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。
- \*営利を目的とした販売行為等につながるとき。
- \*宗教上の布教活動や政治活動につながるとき。
- \*管理上支障があるとき。（大きな音や悪臭の発生、室内の汚損、貸出料を支払わないときなど）
- \*「市民ギャラリー利用の注意事項」や、係員の指示を守らないとき。
- \*その他ギャラリーの管理上、特に必要とするとき。

## ◆利用申込みについて

- 申込みの種類： 利用申込みの受付には、一斉受付と随時受付があります。
- 一斉受付は、一定の期間に「利用希望書〈一斉受付用〉」を提出いただき、利用希望日が重なった場合は、抽選で利用者を決定し、「利用申込書」を受付します。なお、一斉受付の利用希望期間は、火曜日から翌週月曜日までの1週間単位のみとします。
- 随時受付は、一斉受付で利用者を決定した後、空いている期間があれば、1週間単位に限らず利用申込みを受付します。

申込み方法： 利用を希望される方は、旭川市民ギャラリー及び旭川市教育委員会文化振興課に備付けの「旭川市民ギャラリー利用希望書〈一斉受付用〉／利用申込書」に必要事項を記入し、旭川市民ギャラリーまで、受付期間内に郵送、FAX又は持参により提出して下さい。

一斉受付期間：令和3年4月1日(木)から7日(水)まで。（郵送は4月7日(水)の消印有効）

随時受付期間：令和3年4月26日(月)から利用期間の1週間前まで。

## ◆貸出料

- ・貸出料は前払いです。利用申込の後に市が発行する「納付書」で、期限までにお支払い下さい。

展示の内容	貸出料
入場料無料の展示	1,900円/日
入場料1,000円未満の展示	3,900円/日
入場料1,000円以上の展示	7,800円/日

※ 備品の使用は無料です。

## ◆受付・お問い合わせ先

- ・利用申込みの受付や市民ギャラリーについては、下記までお問い合わせ下さい。

展示会場（及び利用申込先）：旭川市民ギャラリー  
〒070-0030 旭川市宮下通11丁目 上川倉庫蔵囲夢内  
電話：0166-23-3000 FAX：0166-23-3005  
（電話・FAXは旭川デザイン協議会事務局内にあります。）

事業主催者：  
旭川市教育委員会社会教育部文化振興課 市民ギャラリー担当  
〒070-0036 旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル7F  
電話：0166-25-7558 FAX：0166-25-8210

